

佐賀県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">佐賀県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領</p> <p>(落札者の決定)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項で決定する落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、当該入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。</p> <p>なお、<u>第3条第2項に該当する業務</u>については、「佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領」を適用し、<u>同条第3項に該当する業務については、「佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理試行要領」を適用する。</u></p> <p>第13条～19条 略</p> <p>附則 略</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領</p> <p>(落札者の決定)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項で決定する落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、当該入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。</p> <p>なお、<u>調査等</u>については、「佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領」を適用する。</p> <p>第13条～19条 略</p> <p>附則 略</p> <p><u>附則 この要領は、令和4年5月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</u></p>